

## ・国土交通省によく寄せられる質問についてのQ & A

Q 1 . 希望ナンバーを付けられると聞いたのですが。

A 1 . ナンバープレートの「4桁以下のアラビア数字」(登録番号)について、事前に申し込むことにより、ご自分のお好みの番号を選択することができる制度で、平成10年5月から実施しています。

登録登録自動車のナンバーを次の要領で選ぶことができます。

- 1 . 4桁以下のアラビア数字の部分のみが自由に選べます。
- 2 . ひらがな文字や「300」などの分類番号は希望できません。
- 3 . 二輪車、軽自動車を除く登録自動車の対象となります。
- 4 . 特に希望が集中することが予想される13通り(1・7・333・555・777・888・2000・3000・1111・3333・5555・7777・8888)の番号は抽選となります。

お申し込みは管轄の運輸支局、検査登録事務所ごとの「希望番号予約センター」へお問い合わせ下さい。

希望ナンバープレートは、通常のプレートとは異なり、注文製作となるため、予約から交付まで4日程度必要となります。

Q 2 . ・1カ月後に予約していた引っ越しを、都合が悪くなり解約しました。

その際、解約料を払ってほしいと言われました。

- ・引越の9日前に、運送を依頼し、その2日後にキャンセルを申し出たところ、見積総額の二割の違約金を請求されました。

A 2 . 見積書に記載された引越日(荷物の受取日)の2日前までの解約・延期依頼に対して、事業者は解約手数料(キャンセル料)を請求することはできません。また、急な解約であっても、請求できるキャンセル料は引越日の前日で見積運賃額の10%以内、当日で20%以内と決められています。[引越約款・第21条]

Q 3 . 車のナンバーから所有者を知られないようにできませんか。

(自動車登録事項証明書に関するもの)

(14年度 近畿)

A 3 . 車両(軽自動車、二輪車を除く)のナンバープレートから、自動車検査証の内容を確認できる自動車登録事項証明書があり、この請求は道路運送車両法第22条に基づき何人も交付を請求することができるようになっています。この制度は、車の購入に当たって、当該車両の抵当権の設定内容、所有権の有無等を確認するためのもので、全国どこの運輸支局等からでも請求することができます。

運輸支局等ではその請求が車両の登録内容の確認ためであれば、何人にも交付せざるを得ません。

なお、犯罪防止等の観点から交付請求者の本人確認のために請求時に運転免許証等の提示をお願いしています。

Q 4 . タクシー乗務員のマナー(駐車違反、粗暴運転、接客態度、迂回走行等)が悪いので、乗務員個人への指導(処分)をしてほしい。

(14年度 沖縄)

A 4 . 法人タクシーの場合、乗務員の指導等は会社の責任で行うこととなるため、当局としては、タクシー事業許可を受けた会社に対して指導等を行っている。

個人タクシーについては、乗務員が事業者であるため事業者本人に直接指導等を行っている。

Q 5 . 市内を走っている路線バスは、日中は客がほとんど乗っていないため、小型車両での運行に変えたらどうか。

(14年度 沖縄)

A 5 . 具体的な車種の選定については、事業者が判断する制度となっていることをご理解頂きたい。

なお、日中は利用者が少なくても朝夕は利用者が多いのが通常であり、朝夕と日中で使用するバスを分けることは二重投資となるため、利用者が多い朝夕に対応できる大型バスを日中も使用する場合が多い。